

## 随意契約理由及び比較見積省略理由書

### 1. 契約工事名

南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター  
原水流入弁補修工事

### 2. 随意契約理由

本工事は、南部水みらいセンターに設置されている原水流入弁が経年劣化により不具合が発生している為、不良部品の取替を行ない、本来の機能を回復させるものである。  
当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した(株)栗本鐵工所以外になく、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第1項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

### 3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規定の運用第 62 条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。